第４号様式（別表第１の４関係）

 年　　月　　日

 　青森県知事　殿

 〔法人であるときは、主たる事務所の所在地〕

 住　所

 開設者

 〔法人であるときは、名称及び代表者氏名〕

 氏　名

病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書

　病院（診療所、助産所）の開設許可事項の一部を変更したいので、医療法第７条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院(診療所、助産所)の名称等 | 名称 |  |
| 所在地 | 〒（電話）　　　　　　　　　（ＦＡＸ） |
| 変更しようとする理由 |  |
| 変更しようとする事項 | 従来の許可事項の内容 | 変更しようとする事項の内容 |
|  |  |
| 変更予定年月日 | 　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 担当者職氏名連絡先 | （電話）　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）（Ｍａｉｌ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

注意事項

１　添付書類

（１）変更前と変更後の状況を明示した縮尺200分の１以上の平面図を添付すること。

（２）変更前後に係る各室の面積等対照表（病室にあっては、対象となる病室の面積、病床定数、１　　床当たりの面積、採光面積、換気面積を含むこと。）

（３）従業者の定員の変更の場合は、従業者名簿（氏名、職名、免許番号（有資格の医療従事者）、　　担当診療科名、常勤・非常勤の別（非常勤にあっては、月当たりの勤務日数及び勤務時間数並び　　に本務先）を記載したもの）

（４）従業者の定員の算定根拠を記載した書類（病院の病床又は診療所の療養病床を増床する場合に限る。）

２　当該申請の対象となる事項

|  |  |
| --- | --- |
| 病院 | １　（開設者が医師又は歯科医師以外の者の場合）開設の目的及び維持の方法を変更する場合２　従業者の定員を変更するとき３　敷地の面積及び平面図を変更するとき４　建物の構造設備及び平面図を変更するとき５　医療法第21条第１項（①各科専門の診察室、②手術室、③処置室、④臨床検査施設、⑤エックス線装置、⑥調剤所、⑦給食施設、⑧分娩室及び新生児の入浴施設（産婦人科又は産科を有する病院））に掲げる施設の有無及び構造設備を変更する場合６　（療養病床を有する場合）機能訓練室及び医療法第21条第１項（①各科専門の診察室、②手術室、③処置室、④臨床検査施設、⑤エックス線装置、⑥調剤所、⑦給食施設、⑧分娩室及び新生児の入浴施設（産婦人科又は産科を有する病院））に掲げる構造設備の概要を変更するとき７　（歯科医業を行う病院の場合）歯科技工室の構造設備の概要を変更するとき８　病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数を変更するとき（単に病室の病床数を減少させようとするときを除く。） |
| 診療所 | １　（開設者が医師又は歯科医師以外の者の場合）開設の目的及び維持の方法を変更する場合２　従業者の定員を変更するとき３　敷地の面積及び平面図を変更するとき４　建物の構造設備及び平面図を変更するとき５　（歯科医業を行う診療所の場合）歯科技工室の構造設備の概要を変更するとき６　病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数を変更するとき（単に病室の病床数を減少させようとするときを除く。） |
| 助産所 | １　従業者の定員を変更するとき２　敷地の面積及び平面図を変更するとき３　建物の構造概要及び平面図（各室の用途、妊婦、産婦又はじよく婦を入室させる室についてはその定員）を変更しようとするとき |

３　提出先及び提出部数

（１）病院の場合

申請に係る機関の所在地を管轄する保健所（ただし、病院の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ東津軽保健所又は三戸保健所）へ正副２部提出すること。

（２）診療所又は助産所の場合

申請に係る機関の所在地を管轄する保健所へ正副２部提出すること。（診療所又は助産所の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ青森市保健所又は八戸市保健所へ問い合わせること。）

４　期日

　　変更前（構造設備等の変更の場合は工事着工前）までに許可を受けること。